

大阪市会議長 美延映夫 様

震災がれきの受け入れを即時中止することを求める陳情書

(陳情理由)

環境省は、東日本大震災により発生した震災がれきの処理を、全国の自治体に引き受けさせるべく、3年以内(2014年3月)という期限をつけ、広域処理を推し進めてきました。それには、被災地だけでは期限内に処理できないという大前提があります。

岩手県宮古地区の震災がれきを受け入れている大阪市も、大阪市会で「平成25年度においても引き続き県内処理を最大限行った上で、被災地で処理し切れない廃棄物について、広域処理が行われることになっております。」と答弁しています。

しかし、この大前提は、すでに崩壊しています。

6月3日に発表された「岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次(平成25年度)」を見ると、岩手県が県内処理量を大幅に減らすことで、広域処理を維持していることが判明しました。

宮古地区や山田町の震災がれきの県内処理量が、平成24年度に比べて平成25年度は大幅に縮小されています。宮古地区の可燃物の残存量は19,600トンとなっていますが、24年度の宮古地区分の処理実績は27,500トンであり、19,600トンは県内で充分処理できる量です。ところが、25年度の計画処理量は6,900トンとされ、24年度処理実績の約4分の1にまで県内処理量を縮小させています。

岩手県は、県内処理量を減らすことで、処理コストの高い広域処理量を確保している疑いが濃厚です。もし、広域処理分を確保するために県内処理量を減らしたのであれば、国民を騙して広域処理の必要性を訴えたことになり、岩手県は詐欺行為に等しい「不当行為」を行っていると言わざるを得ません。

そして、大阪市が、この事実があるにもかかわらず、岩手県の震災がれきの受け入れを継続するならば、岩手県の「不当行為」に加担する事になり、被災地で処理できないから大阪市が受け入れると繰り返し市会でも答弁してきたことに反し、国民を騙すこととなります。

大阪で予定されている36,000トンの震災がれきの処理費用は、約15億6千万円ですが、そのうちの約8億4千万円が運搬費です。これらの費用はすべて、国民の税金を財源とする復興予算から支給されます。

大阪市が震災がれきの受け入れを継続することは、大阪と兵庫にある運搬業者や処理業者の不当な利益としてこの大切な復興予算を浪費し続ける事であり、被災地支援を口実にした、まさに復興予算の横取りに他なりません。

よって、以下のとおり陳情します。

(陳情項目)

岩手県の震災がれきの受け入れを即時中止すること

平成25年6月18日

陳情代表者

住 所 大阪府八尾市本町1-1-5 市民活動支援センター気付

団 体 名 震災復興プロジェクト 近畿

代表者名 松下勝則 印

電話番号 070-5661-1005